



なの花と花桃

Yamamoto Acc office



山本総合会計ニュース

編集 発行人
税 理 士

山本 孝久

〒152-0003
東京都目黒区碑文谷5-12-1
TS碑文谷ビル2F
TEL 03 (3791) 8863
FAX 03 (3791) 8292

◆ 3月の税務と労務

3月

(弥生) MARCH

20日・春分の日

国 税／平成24年分所得税の確定申告

2月16日～3月15日

国 税／個人の青色申告の承認申請

3月15日

国 税／贈与税の申告

2月1日～3月15日

国 税／2月分源泉所得税の納付

3月11日

国 税／個人事業者の24年分消費税の確定申告

4月1日

国 税／1月決算法人の確定申告

(法人税・消費税等)

4月1日

国 税／7月決算法人の中間申告

4月1日

国 税／4月、7月、10月決算法人の消費税の中間申告

(年3回の場合)

4月1日

日	月	火	水	木	金	土
.	1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31

地方税／個人の都道府県民税、市町村民税、事業税

(事業所税)の申告

3月15日



核燃料税 原子力発電所の存廃が関心を集めていますが、青森県など13道県と柏崎市、薩摩川内市の2市では電力会社に対し法定外税として核燃料税等を課税しています(うち福島県は昨年11月に核燃料税廃止を決定)。これによる地方税収は平成22年度決算額で計405億円にのぼっており、原発を廃止した場合、財源の確保が課題となります。

社会保障と税の一体改革



平成24年8月に可決された社会保障と税の一体改革関連法案は、8つの法律で構成されています。すでに施行されたものもありますが、多くは来年から再来年にかけて施行されます。

1. 改正消費税法

消費税率が、平成26年4月から8%に、平成27年10月から10%に引き上げられることはマスコミでも取り上げられており、ご存知の方も多いと思いますが、他にもさまざまな改正が行われます。

まずは、事業者免税点制度が見直されます。実質的に課税売上が5億円を超える法人が新設法人を活用して消費税の課税を逃れる行為が封じられることになります。

また、中間申告制度が見直され、中間申告義務のない事業者が中間申告書を提出できるようになります。このことにより、決算申告時の税負担を軽減させる効果が期待できます。

2. 改正地方税法など

現在、消費税の税率は5%ですが、このうち5分の1にあたる1%は地方消費税です。今回の税率の改正で、地方消費税に配分される割合が増えることとなります。これは、財政力の弱い

地方団体に、必要な社会保障財源を確保させるためです。

3. 年金機能強化法

これまで、高齢基礎年金を受給するためには、25年の受給資格期間を満たす必要がありました。この期間が平成27年10月から10年に引き下げられることになりました。ただし、十分な額の年金を受け取れない低年金者が増えることが懸念されています。

また、26年4月から基礎年金の国庫負担割合が、恒久的に2分の1になります。

他にも、短時間労働者に対する厚生年金保険や健康保険の適用が拡大されたり、産休中の厚生年金保険や健康保険の保険料が免除されたりといった改正がなされます。

4. 被用者年金一元化法

平成27年10月から、公務員や私学教職員が加入する共済年金は、厚生年金保険に統一され、それぞれの制度の差異は厚生年金保険に統一されます。

5. 子ども・子育て支援法

急速に少子化が進行していることや、地域や家庭を取り巻く環境が変化していることに対応するため、子育ての支援や給付を総合

的・計画的に実施するために、この法律が制定されました。

6. 認定子ども園法

この法律は、幼保連携型認定子ども園について、認可や指導監督を一本化し、学校や児童福祉施設としての法的な位置付けを規定しています。

7. 子ども・子育て支援整備法

前記5及び6の法律の施行に伴って、55の関連法律について、規定が整備されます。例えば児童福祉法では、小規模保育などの提供体制を確保することを義務付けるなどの改正がされています。

前記5～7の法律は、子ども・子育て新システム3法とも呼ばれています。これらの法律の施行時期は、消費税の引き上げ時期などを踏まえて、政令で定められます。

8. 社会保障制度改革推進法

この法律は、24年8月22日に施行されました。この法律では、公的年金制度・医療保険制度・介護保険制度・少子化対策といった、社会保障制度を持続可能なものとするために行われる改革についての、基本的な考え方が定められています。

天然ガスには、通常の油田やガス田から生産される在来型天然ガスと、在来型天然ガスとは異なる場所から生産される非在来型天然ガスがあります。

非在来型天然ガスには、タイトサンドガスやシェールガス、メタンハイドレートなどがあります。特にシェールガスは、2000年代からアメリカで生産量が増えています。そこで今回は、シェールガスについて注目してみます。

在来型天然ガスについて

在来型天然ガスは、主に中東やロシア・ヨーロッパに多く埋蔵されていることが確認されています。2011年時点で確認されている埋蔵量は約200兆m³であり、可採年数は約60年とされています。

世界の天然ガスの輸入量は日本が最も多く、全体の約30%となっています。天然ガスはマイナス162度まで冷却・液化し、液化天然ガス(LNG)の状態にして、専用のLNGタンカーで運ばれます。

シェールガスとは

シェールガスは、地下百～数千メートルのところに長く延びる頁岩(けつがん＝シェール)層に閉じ込められています。これまで、この層からのガスの採掘は困難とされてきました。

アメリカで開発された採掘法は、頁岩層に大量の水を高圧で送り込み、人工的

新しい 天然ガス 「シェールガス」



に細かな割れ目を作ることでガスの通り道を確認し、回収するという方法です。この方法により、シェールガスの生産量が飛躍的に伸び、2035年には天然ガス全生産量の約半分をシェールガスが占めると見込まれています。

世界のシェールガスの埋蔵量は、約200兆m³と推定されています。これは、2011年に確認されている在来型天然ガスの埋蔵量に匹敵します。

エネルギー革命

アメリカでシェールガスの生産が急増したことは、世界に多くの影響を与えています。

まず、アメリカでの天然ガス生産量が増加したことにより、価格が低下しています。今後、アメリカでの天然ガスの自給率が上昇することで、天然ガスがより多くの分野で活用されることが予想されます。さらに、国内の雇用を刺激し、国内

産業が活性化しています。アメリカ経済の復活に、天然ガス生産量の増加が寄与することが考えられます。

逆に、在来型天然ガスが多く埋蔵されているロシアでは生産量が伸び悩み、世界シェアが低下しています。特にヨーロッパでの販売が伸び悩んでおり、新たな販売先として日本が候補に挙がっているようです。

今後の課題

前述のように、シェールガスの採取には大量の水を使用します。このため、水質汚染といった環境に与える影響も大きいと指摘する声もあります。

コスト面での問題もあります。アメリカで生産されたシェールガスを日本で利用する場合、現地で液化してLNGタンカーで運ぶ必要がありますが、アメリカの大西洋側に生産地が多くあり、運送コストがかかります。また、パナマ運河を通るルートは、拡張工事がまだ完成しておらず、大型のLNGタンカーは、通ることが難しいのが現状です。シェールガスがアメリカで生産されることで価格が低下しても、輸送コストがかかってしまえば、日本ではメリットを享受できないこととなります。

シェールガスが増産されることで、世界のエネルギー需給バランスが変わり、日本のエネルギー政策にも影響を及ぼす可能性があります。今後の動向に注意が必要です。

国有財産

国有地や国の庁舎といった不動産、航空機や船舶など、国が所有する資産を「国有財産」といいます。ただし、国が所有する財産といっても、机やパソコンなどの物品は含まれません。

国有財産は、大きく「行政財産」と「普通財産」の2つに分類されます。

行政財産は、国が行政上の目的のために保有しているもので、庁舎や裁判所といった「公用財産」や、道路や国立公園といった「公共用財産」などがあります。皇居や御所などの「皇室用財産」も行政財産に含まれます。

普通財産は、行政財産以外の財産で、旧庁舎の敷地や租税物納された土地などがあります。地方公共団体が学校や公園の敷地として借りているように、行政財産に近い使われ方をしているものもあります。

国有財産は、災害時などに有効活用され

ます。例えば東日本大震災のときには、国家公務員の宿舎や公営住宅などが二次避難先として活用されたり、福島県の未利用国有地が仮設住宅の建設用地やがれき置場などに活用されたりしています。このときの未利用国有地は、福島県に無償で貸し付けられています。

昨年3月末現在、国有財産は約100兆円あり、そのうちの約72%が普通財産です。平成22年6月には「新成長戦略における国有財産の有効活用」が公表されました。ここで、個々の土地の特性に応じた多様な手段を選択できるように、管理処分方針の多様化が図られることになりました。

そんな中、一昨年に東日本大震災が発生したことから、国家公務員宿舎跡地などの売却収入を復興財源に充てることになりました。

国有地の売却は、一般競争入札により行われます。入札の公示は、財務局のホームページや新聞広告により行われます。

在宅医療・介護

厚生労働省は、可能な限り住み慣れた家庭や地域で、必要な医療や介護サービスを受けられ、安心して自分らしい生活を実現できる社会を目指すため、在宅医療提供体制を整備するための様々な施策を講じています。

例えば、在宅チーム医療を担う人材の育成事業として、都道府県リーダー研修や地域リーダー研修を実施しています。医師や薬剤師、介護士などの医療福祉従事者が、お互いの専門的な知識を活かして、チームとして患者や家族をサポートする体制を構築することを目標としています。また、医療と介護のサービスを包括的かつ継続的に提供するために、病院や薬局、訪問看護ステーションなどが連携できる体制の構築や、拠点の整備が行われています。

診療報酬についても、在宅医療や介護を重点的に評価するように、改定が進められています。

リノベーション

老朽化した建物の改装や増築をすることを、リノベーションといいます。一般的には「リフォーム」といわれますが、リフォームとリノベーションとの間に、明確な違いはありません。新築の建物に比べて中古の建物の方が価格が安く、自由に間取りや設備仕様を考えることができることから、リノベーションを選択する人もいるように

す。そのため、リノベーション費用を含めた住宅ローンを取り扱う金融機関も出てきました。リノベーションのために利用できるローンは、「リフォームローン」として金融機関で扱われています。一般的には無担保ですが、借入れできる金額の設定が低く、借入期間も短いのが特徴です。多額の費用がかかるリノベーションを行う場合には、あまり適していません。